

公益社団法人東京都看護協会 看護研究助成実施要項

1. 目的

定款第4条1の「看護職の資質の向上に関する事業」の一貫として位置づけ、看護研究のレベルアップをはかり、看護の質を高めるために、会員の研究活動を支援する。

2. 助成の対象

先駆的研究や日常の看護実践の向上や改善に役立つ取り組みで、未発表のものであること。研究課題について特に限定しないが、既に他の助成を受けているものは除く。海外発表助成は、東京都看護協会主催看護研究学会における発表演題から、東京都看護協会学術推進委員会の推薦をもって決定する。

3. 応募資格・要件

- 1) 東京都看護協会会員歴5年以上を有する現会員で、臨床あるいは地域看護に従事している個人またはチーム。
- 2) 申請者は、過去に本助成を受けていないこと。
- 3) 大学・大学院の学生が取り組む修士論文・博士論文（一部を含む）でないこと。
- 4) 倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。
- 5) 関係所属長の許可・推薦があること。

4. 助成金額・公募数

- 1) 先駆的研究は、1件につき30万円を限度とし、3件以内。
- 2) 看護実践の向上や改善に役立つ取り組みは、1件につき3万円とし、5件以内。
- 3) 海外発表助成は、1件30万円を限度とし、2件以内。

5. 応募方法

- 1) 先駆的研究：「看護研究助成金応募申請書」申請様式1-1～3に[記載上の注意]に沿って記載し、提出する。
- 2) 看護実践の向上や改善に役立つ取り組み：「看護実践助成金応募申請書」申請様式1に[記載上の注意]に沿って記載し、提出する。
- 3) 海外発表助成：当該年の東京都看護協会看護研究学会において発表となった演題で、学術推進委員会の推薦による。

6. 助成金の使途（「看護実践の向上や改善に役立つ取り組み」については不要）

- 1) 先駆的研究
 - (1) 人件費と謝金
外注作業（データ解析）は謝金の対象とし、受領者自身、共同研究者の人件費への充当は認めない。
 - (2) 旅費
原則として、受領者本人の旅費とする。共同研究者等の旅費は、受領者の調査に同行する場合に限る。
 - (3) 間接経費
助成金を所属機関へ支払う間接経費に充当することはできない。
 - (4) 研究期間終了時の残余金
研究期間終了時に残余金が生じた場合は、会計報告書提出と同時に協会へ返金すること。
- 2) 海外発表助成
 - (1) 旅費

原則として、発表者本人の旅費およびエントリー費とする。共同研究者の旅費は、発表に同行する場合に限る。

(2) 研究期間終了時の残余金

研究期間終了時に残余金が生じた場合は、会計報告書提出と同時に協会へ返金すること。

7. 募集期間

先駆的研究および看護実践の向上や改善に役立つ取り組み

毎年 5月1日～8月1日

8. 審査・選考方法

1) 審査

(1) 先駆的研究：常勤役員4名（会長・専務理事・常務理事2名）、臨床管理職1名、看護教育者1名で構成する審査委員会において選考する。

(2) 看護実践の向上や改善に役立つ取り組み：常勤役員4名、教育部長で構成する審査委員会において選考する。

(3) 海外発表：学術推進委員会の審査において選考する。

2) 選考基準

(1) 先駆的研究、看護実践の向上や改善に役立つ取り組みは、募集資格・要件を確認後、要件を満たしたのについて研究計画書選考基準に基づいて選考する。

(2) 海外発表は、看護研究学会開催後学術推進委員会の推薦基準によって選考する。

3) 審査結果

「看護研究助成金審査結果通知書」および「看護実践助成金審査結果通知書」により、応募者本人に通知する。

9. 助成金の請求および会計報告

1) 先駆的研究

(1) 「看護研究助成金請求書」に、必要事項を記載し東京都看護協会に提出する。

(2) 東京都看護協会から助成金を受領後、「看護研究助成金領収書」に必要事項を記載し東京都看護協会に提出する。

(3) 研究終了後は、「看護研究会計報告書」を提出する。

2) 海外発表助成

(1) (2) は上記同様。

(3) 発表終了後、「海外発表会計報告書」を提出する。

10. 研究期間および研究成果の報告

1) 採択された課題の研究期間は原則1年以内とし、研究成果は、次年度の看護系学会または「東京都看護協会看護研究学会」において発表するよう努める。

2) 先駆的研究は研究論文を、看護実践研究は発表原稿を提出のこと。

3) 海外発表助成は、事前に発表学会および開催国への渡航予定を提出し、発表後は報告書を提出のこと。

11. その他

1) 海外発表助成の申請者および共同研究者を含む渡航期間において、当協会は一切の責任を負わない。ただし、発表エントリーに係る支援を希望する場合は可能な範囲で支援する。

2) 審査料は、謝金規定に則って支払う。

平成25年4月1日 改正

平成27年8月1日 改正

平成29年4月1日 改正